

平成23年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成24年1月23日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより平成23年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

今回事前にお配りしました資料は、本日の次第及び資料37の「特別非常配備態勢調査に係る職員個人情報の目的外利用について」から、資料41の「介護保険要介護認定調査業務委託先におけるサーバー管理の再委託について」までとなっております。

本日机上配付の資料としまして、資料39につきまして、ちょっと資料について差し替えをさせていただいておりますので、資料39の差し替えの資料と差し替えた次第について、本日、机上に配付させていただいております。資料39につきましては、差し替え分のほうをご利用いただけますでしょうか。

以上が、資料についての説明です。よろしくお願いいたします。

【会 長】資料は皆様よろしゅうございますでしょうか。

それでは、諮問・報告事項に関する審議を次第に従って進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるように時間の節約にご協力をお願いいたします。

それでは、最初に資料37の「特別非常配備態勢調査に係る職員個人情報の目的外利用について」の説明をお願いいたします。

【危機管理課長】危機管理課長です。

それでは、特別非常配備態勢調査に係る職員の個人情報の目的外利用につきましてご説明をさせていただきます。

今回、この目的につきましては、職員特別非常配備態勢要員名簿の作成事務の迅速化と、そして災害時の人的態勢を整備することを目的としております。

先に申し上げておきますけれども、実は昨年度、新宿区に在住する一般職員につきましては、こちらでこれからお話しする制度に基づきまして、事前に人事異動があった後にすぐ人事課からデータをいただいて、それに基づき迅速に名簿をつくって確認をさせていただいているところでございます。今回、それに加えて、特別非常配備態勢要員であります特別職、それから管理職、また総務部総務課職員につきまして、同様な手続を経てデータを人事課からいただくということを目的としておるものでございます。

先に申し上げておきますけれども、特別非常配備態勢要員と申しますのは、夜間・休日等におきまして、区内で震度5弱以上の地震が発生したときに、あらかじめ指定された職員が、それぞれ決められた場所に参集して、態勢を整えるというものでございます。対象は、先ほど申し上げました特別職、管理職、総務部職員、それから新宿区に在住する一般職員でございます。

今回は、特別職、管理職、総務部総務課職員につきまして、保有元の人事課から危機管理課にデータをいただくと、それからデータ媒体につきましては、電子データを紙と電子データで危機管理課のほうにいただいております。

データの内容でございますけれども、4月1日時点の特別職、管理職、総務部総務課職員、それから現在行っております新宿区に在住する一般職員の氏名、フリガナ、性別、住所、最寄り駅、交通機関、所属（部課係）、役職でございます。

目的外利用を行う際に使用する記録媒体につきましては、電子媒体、イントラネットパソコンを使用しております。

期間につきましては、24年3月1日以降、継続的に年1回、3月に人事異動が終わった後にすぐデータをいただきまして、危機管理課で登録をして、各所属に確認をします。4月1日以降、迅速に特別非常配備態勢を整えておくというものでございます。

以上でございます。

【会 長】よくわかりませんが、これは電話番号なんかは要らなかったですか。

【危機管理課長】電話につきましては、特にこの人事データとして取り扱っておりません、いただくことができないということで、このようなデータになっております。

【会 長】ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

はい、井上委員。

【井上委員】井上です。前回、これは一般職員で新宿区内に住まわれるということで収集したのはわかっていますが、今回、特別職、管理職、総務部総務課職員の方なんですけど、今回、目的外利用とは言っているんですけども、この特別職や管理職や総務課の方なんかは、そもそもこういう災害時におけるその緊急態勢に入るということが、ミッションというか本来職務と言うんですか、じゃないかと思うんですけども、そこをちょっと伺いたいんです。

【危機管理課長】危機管理課長です。私どもはそう思っておりますが、ただし、やはり職員の個人データを人事課からいただくということで、今回この審議会にかけているというところがございます。人事課で保有するデータですので、目的外利用となりますので、はい。

【会 長】中村委員。

【中村委員】同じ話なんですけども、こういったことでしたら、やっぱり全職員の方を人事課と危機管理の方で同じデータを共有すべきだと思うんですけども。

【区政情報課長】区政情報課長です。各委員の皆さんのご指摘のとおりなんですけれども、実は、これはなぜかけるかと言いますと、職員データというのが人事課で持っているデータでして、そのデータのなぜ持っているかという業務の中身は決まっています、あくまで人事管理上に使うということで人事データを持っているんですね。ですから、形式上という形になってしまいますけれども、今回、危機管理で使うということで、そういった意味では、本来の目的とは異なるということで、目的外利用で今回、審議会にかけて、それでご承認いただければそれを使っていくという形の手続となっているものです。

【会 長】私から1点、これは以前に出ました一般職の方の名簿とは別の名簿として管理するという意味ですか。

【危機管理課長】危機管理課長です。同じく特別非常配備態勢でございますので、そういった枠の中で同じ扱いとして管理をさせていただきます。

【会 長】ああ、そうですか。そういうのが、新しくこういう個人データをコンピュータにまとめて保存して、利用するというのは本来、やっぱりこの審議会の審議対象だと思っているんですね。それを開発と呼ぶかどうか、前のときは多分開発だったろうと思うんですね。そういうものを新しく名簿をつくるので承認してくださいと。要するに、個人データを集めて利用しやすくする。それが、ある意味では秘密が漏れやすくなるという問題なんで、これも、ある意味で言えば、新しい名簿をつくるのであれば、本当は開発かなというふうにちらっと思うところがありまして、出していただいたことは、皆さんちょっとこんなものという意見があるかもしれませんが、私にしてみれば、やっぱりそういうまとまったデータをどこかに保存しているとすれば、だれかにそれを乱用される可能性があるんで、これは審議会に報告するのはともかくですけど、やはりそういう個人情報のファイルの1つに挙げておいていただいたほうがよろしいかなというふうに思うところはあります。私、個人的にはね、はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】これで、ここの新宿区の全部の危機管理に対応する人、方の全部の名簿になるんですか。何か、区民としては、ここの危機管理ですから、全部の方がかかわってくださるんだと思うので。

【危機管理課長】危機管理課長です。災害が起こりますと、我々区の職員は全員、災害対策委員となりますけれども、今回、特に夜間・休日に起こった場合、真っ先に駆けつけてきて応急態勢を整える職員につきまして、特別職をはじめとして、一般職員までのデータを人事異動があった際に、真っ先にいただいて態勢を整えておくというような趣旨で、今この審議会にかけているということをごさいますて、またこちらにつきましては、ファイルとしてちゃんときちっと整えております。すみません、ですので、今回の対象につきましては、全員ではなくて特別非常配備態勢要員についてのみ対象としているというものであります。

【会 長】わかりました。

ほかに。

どうぞ、田中委員。

【田中委員】全体として人数がどのくらいの対象になるかということとですね、これは、特別非常態勢でこの名簿を使うのは危機管理課ということになりますから、そういう意味で、一般の災害時の各部、各課対応とまた違った対応になると思うんですけど、その点では、命令指揮系統、この要するに非常配備態勢に入った場合、個々の職員にはどういう態勢で指示連絡等々がいくのか、その辺はどうですか。

【危機管理課長】危機管理課長です。データ対象で言うと530名なんですが、ただ、その中には育休だとか、いろいろとちょっと態勢を整えない方もいらっしゃいますので、現在、特別非常配備態勢要員としては481名が対象となっております。また、この特別非常配備態勢は、一般の非常配備態勢と別にきちっと態勢を整えて、それぞれ行く場所が決まっております、そのときの役割もきちっと明確化されております。行く場所とか役割は明確化されて、態勢を整えているというところであります。

【会 長】はい、田中委員。

【田中委員】先ほど来、ちょっと会長からお話しがあった連絡方法の問題ですよ、これでは人事課が持っているデータそのもの自身が、電話が入っていないということですけども、そういう意味では、今言ったそれぞれの配備が仮に決まっても、いろんな情報をメールで流したり連絡で流すということも当然考えられると思うんですが、その辺は、個々人から具体的に言えばとっていくデータなのか、その辺はどうなんですか。

【危機管理課長】危機管理課長です。まず、参集につきましては、これは震度5弱以上であると自動参集するということで決まっていますんで、それは各個人、個人の職員が自覚をして参集するという形になっております。ただ、電話等につきましては、これは人事課のほうできち

っととってないんですね、人事データとして。ですので、ちょっとそこら辺がうちとしてもとりようがないということです。ただ、危機管理課としては、職員参集システムですとか、あるいはその他の連絡網を使いながら職員には連絡をしていくようなことで取り組んでいるというところでもあります。

【会 長】ほかに。はい、どうぞ。

【久保（広）委員】ちょっと今までに関連しているんですけども、電話番号は自動参集なので特に必要ないということですが、今回、この名簿を危機管理課にいただく最大の理由というのは、危機管理課がいわゆる職員の把握をするということをや4月1日時点の人事異動ですぐにやりたいということでの名簿という理解でよろしいのでしょうか。

【危機管理課長】危機管理課長です。これは、昨年度は一般職員をやるときにお話ししたんですけども、今までは4月1日以降所属に投げて、そこで名前とかを全部書いてもらって、住所とかね、それで送り返してもらっていたので、かなり遅くなっちゃってたんです。それを人事異動があった後、すぐ3月中に人事課のほうから直接データをいただいて、それをもとにうちのほうで名簿をつくって、確認だけ各所属に投げてやると、そうすると、かなり早く名簿が作成できるということがございましたので、今回、直接人事課からデータをいただくことをこの審議会にかけさせていただいているというようなところでもあります。

【会 長】はい、久保広介君。

【久保（広）委員】わかりました。迅速な対応ができるように、具体的には、例えば訓練のために利用するとか、そういった意味で危機管理課は、この名簿自体を所有をしているということでもよろしいですか。

【危機管理課長】危機管理課長です。我々は、当然、名簿を所有してしまして、各所属長、班長と言いますか、所属長にも名簿をお配りしていたりして、各班員にきちっと自分たちの役割を認識させておいてくれということは伝えております。

【会 長】はい。

【久保（広）委員】名簿を利用するのは、具体的にはどういったことに利用するために危機管理課が所有しているかというのをちょっと伺いたかった。訓練をすることのために利用するのか、それとも知っていて各課に、今のお話だと投げて、そのために所有しているのが主なのか。

【危機管理課長】危機管理課長です。そもそも、これは夜間・休日に地震が起こったときに、いち早く駆けつけてくる態勢を整えるための名簿ということなんですけども、当然そういったことがありますので、各所属長に渡して、きちっとそれぞれの班員がどういった態勢をするの

かということをしちっとただしておくということを目的に配っております。ただ、現在これに基づく訓練というのはちょっと行っておりませんで、今後、今、実は最低各部でマニュアルの見直しを行っておりますので、そういったものが調った後に、実際にシミュレーション等でこういった非常配備態勢要員を動かしてみたいと考えております。

【会長】はい、久保広介君。

【久保（広）委員】これからということだと思います。今まで訓練がないということなので、こういうのがないからできなかったのか、それとも今までの意識がちょっと低かったのかわかりません。これを名簿として利用できるようになったので、ぜひ役立てていただいて、危機管理としていち早くやっていただけるように要望して終わります。

【会長】はい、どうぞ。

ひやま委員。

【ひやま委員】今までの議論を聞いていまして確認なんですけれども、名簿を収集しますよね、個人情報の名簿を収集して、それで訓練のためにという状況の中で、各担当の部署にその名簿を渡して、そこでこういうふうな役割がありますよというのを確認していただくのみに使う名簿なんですか。

【危機管理課長】危機管理課長です。そもそもは特別非常配備態勢ですので、きちっと把握しておく、我々としてもきちっと把握しておく。それぞれの職員がどういったところに配属されるか、夜間・休日に震度5弱以上の地震が起こったときにどこに配属されるか、どこに駆けつけるかと。だれがどこに行くかということをしちっと把握しておく、そのための態勢を整えるための名簿です。

【ひやま委員】ということは、発災時には利用しないということですか。

【危機管理課長】あと、発災時に利用するための名簿です。

【ひやま委員】連絡方法を教えてください。

【危機管理課長】一応、ですから、震度5弱以上になると自動参集ということになっておりますし、また参集メール等を今、進めているところでして、あとは独自に電話なんかは後から聞いて、連絡網なんかを整えたりしておりますので、いろんなそういった形で連絡をとると。ただ、電話なんかもしかしたら通じないかもしれませんので、一応、参集メール、それからきちっと自動参集ということの基本にして、それで態勢を整えていくということは今基本にやっております。

【会長】ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】ということは、情報項目の中に危機管理課のほうでその参集メールのメールアドレスとか、その辺の収集もするという事によろしいんですか。

【危機管理課長】参集メールにつきましては、登録していただくという形になりますので、それはちょっと今回、ここの中の審議会にかけられる項目に入っておりません。後からちゃんと登録していただくという形になります。

【会 長】はい。

【ひやま委員】ということですよ、発災時に利用するというような形になるわけですね。

【危機管理課長】ですから、今回この審議会にかけている項目については、人事課からいただくデータということで、メールとかそういったものは電話番号とか人事課は持っていませんので、それは別途、例えば参集メールであれば、それは登録したときにメールのアドレス等をいただくという形になります。

【会 長】だから、私がさっき申し上げたように、これは本来は開発の問題だろうと思うんですよ。そういうふうに、ここに書いてある項目は人事課からいただきますよ。ほかにその電話とか参集メールというのがあるのであれば、そういうものも登録しますよ、そういう名簿をつくるんだと。で、それをこういう表題で管理しておきますからというのが、本来の問題だろうと思うんです。ですから、今、大体内容はわかりましたんで、登録されるんだろうと思うんですよ、そういう電話とかね、メールアドレス。そうしないと、ちょっと連絡、これは郵便で連絡しておったってしょうがないわけだから、何かそういう迅速な伝達方法を何かとられるんだろうと思うんです。そういうものが、今みたいに電話とかメールアドレスであれば、そういうものを入れたその個人情報のファイルをつくりたいんだと言ってもらったほうがわかりいいんですよ。それで、それを漏れないようにちゃんと管理しますよと。だから、勝手にその個人情報をつけ加えて、これだけ項目を了解とったから何でもつけ加えていいわけじゃないわけですよ。そのときは、開発をまず新規にかけていただいて、追加する場合は、追加項目という形でこの審議会にかけてもらっているわけですよ。だから、そういう意味で、趣旨はわかりましたから、今さら出し直せということは言いませんけど、本件はどちらかと言うと、新しく名簿をつくりたいということ、こういうほかの今の伝達方法も加えますよという趣旨だろうと理解します。

はい、どうぞ。

【区政情報課長】すみません事務局です。実は、今回のものにつきましては、個人情報の目的外利用なんですけれども、会長が言われたいわゆる名簿につきましては、既にその登録を

させていただきます。今までは、その内容については、本人収集を行っていたんですね。ですから、この審議会にはかけていなかったんですけども、今回その本人収集をするということでは、4月1日の人事異動とかで行ったり来たりをしていると1カ月ぐらいかかってしまうということで、その間、名簿が宙ぶらりんの状態になってしまうということで、人事課の情報を使いまして、3月中に一応形を整える。で、それを各所属に送って、また電話番号ですとかメールアドレスですとか、そういったものは本人で収集していくという形の名簿をつくるというものです。ですから、そのときの1つの何と言うんですか、経過のやり方をより迅速にしていこうという趣旨で、今回、目的外利用をさせていただくというものです。その辺の説明がちょっと不十分でしたので、その辺についてはご理解をいただければと思っております。

【会 長】別に、考えておられることの目的自体は悪くないんで、だれも異論はないと思うんですが、ちょっと説明の問題があったと思いますけど、いずれにしろ、個人情報というのは、さっき私もくどく言いますが、これは開発だと私も決めてかかっていますから、幾ら今の説明を受けても、事務局の説明でも、開発の問題と今のいろいろな問題は別だというふうに理解されたほうがいいんで、今後はそういうふうに新しい個人情報のファイルをつくる時は、やはり開発ですから審議会にかけていただく。それが、幾ら簡単なものでも開発行為はかけていただくというふうをお願いしたい。それで、今のが仮に前に一応似たようなものがあって、それに追加するというのであれば、それは追加ですから、これも追加もかけていくというふうに考えていただいたほうがよろしいと思います。

ほかに。

はい、のづ委員。

【のづ委員】ちょっと個人情報であれなんですが、先ほどから出てはいますが、安否確認は、これはどういうふうに行っているのでしょうか。

【危機管理課長】参集メールシステムというものがあまして、それに登録すると、そこにちゃんときちっと安否、無事かどうかということと行けるかどうかということを送り返すシステムがあります。ただ、それはあくまでも生きていればという話です。携帯とかそういうものが。

【のづ委員】たよりがあればオーケーということですか。

【危機管理課長】そういった意味で、あくまでも自動参集というのを基本にします。

【会 長】はい、どうぞ。

【のづ委員】自動参集とおっしゃったんですけど、自動参集というのは、みんなが集まることを前提として、みんなが生きていることを前提として、無事であることを前提として、それは

いいと思うんですけども、無事でない人もいるので、無事でない人が、無事であるかないかを情報をまず得て、それから多分態勢を組んでいくとかいうことが必要だと思うんです。それで、先ほどから聞いていて、自動参集だからと全員無事だという前提でお話しされていたんですが、そのあたりの危機管理はどうなっているのかなと、個人情報とはあまり直接関係ないんですが。

【危機管理課長】そういった意味では、参集メールシステムを活用しているということです。

【会 長】よろしいですか。

鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっとわからないんですけど、本人収集とそれからここに登録されている収集とはどういうふうに違うんですか。本人収集であるということだと、嫌だという人は、この住所とかそういうだけの登録は、本人からこれは載せて収集していいですよと言って、この名簿ができたのでしょうか。

それから、本人収集であっても、一応、名簿としてでき上がってしまえば、それをやはりどこが管理して、やはりここではどこが管理しているから、どういうふうに保護になっていますかということをおっしゃったように、その管理状態をここに報告するということが出てくると思うんですね。だから、先生がおっしゃる開発というのはよくわかるんですけど、ちょっとその本人収集とほかの収集とどうなったのかが、全くわからない。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】本人収集につきましては、ファイル登録という形で今回のものについては登録をさせていただいております。区が持っているそういったファイルは非常に多くありますので、そういったものが年間どういうふうになったかということで、年に1回なんですけど、毎年、5月とか6月ぐらいにかなり厚い資料になってしまいますので、個々のところまで説明はできないんですけども、区ではこういった形の名簿を管理していますということで、この審議会に報告をさせていただいております。本人収集で、それが拒んだときというのは、これはちょっとまた別の問題になると思います。

【会 長】保管するところは、多分この利用課の危機管理課だろうと思うんですね、保管するところは、そうですね。

【危機管理課長】保管は、危機管理課のほうできちんと対応しております。

【会 長】だから、これは職員の方が管理されるから危険度はほとんどないと見たほうがいいんですね。

ほかに何かございますか。

大体終わったようですので、この件は目的外利用で諮問事項として出されておりますので、一応、適正と認めて承認ということによろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、承認ということで、決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料38の「子ども園システムの開発について」の説明をお願いいたします。

【子ども園推進担当課長】子ども園推進担当課長の山本と申します。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料38の子ども園システムの開発についてでございます。

ページをおめくりいただいて、2ページの事業の概要からご説明申し上げます。

事業名としては、子ども園のシステム開発、担当課としては、私ども子ども家庭部の子ども園推進担当課でございます。

目的としては、ここに書かれていますように、エクセルやアクセスによる手作業を行っている子ども園の在園、一時保育の管理・保育料管理をパッケージシステムを導入することによって、効率的運用並びに公平・正確・迅速に行うということを目的としております。

対象者としては、子ども園の在園児、入園希望児、一時保育の利用児ということでございます。

事業の内容でございます。ちょっと今までの経緯を含めてお書きしておりますので、少々くどいようございますけれども、先ほど申し上げましたように、今まで平成19年に四谷子ども園、子ども園としては初めて平成19年に開設されておりますけれども、このとき以来、子ども園の在園管理・一時保育利用管理・保育料管理は、従来のエクセルやアクセスにより手作業によって行ってまいりました。

その後、平成22年に1園、23年に2園開設しております。今後、平成25年度には公私立を合わせて11園、それから平成27年度までにはすべての保育園を子ども園化するという区の実行計画も掲げられております。

こうした中で、これからの子ども園の増加も考慮しますと、これ以上、手作業による在園管理、保育料管理等は、非効率だけではなくて事務に支障を来すということでありまして、それに対応するためにシステムを導入するものであります。これは、先ほども申し上げましたように、現在、保育課で使用しているパッケージシステム、「こあら」というシステムがございまして、この導入をすることによって、機器を共有しながら保育園から子ども園に移管するデータ管理をスムーズに行い、効率的運用を図ってまいります。

処理規模ですけれども、ここに掲げておりますのは平成25年予定で記載のとおりでございますけれども、11園で1,518名。それから、先ほど申し上げました第2次実行計画等々でこれからふえます保育園の子ども園化も含めた子ども園が25園を予定しておりますけれども、これを入れますと、将来的には3,000名規模の園児数になる予定でございます。

ページを移りまして、3ページのほうにシステムの開発の内容をお書きしております。

かいつまんで申し上げますと、まず2のところの記録項目でございますけれども、氏名以下、ここに記載のとおり、祖父母の状況まで、これは入園の申し込み状況等に沿って、ここに記録項目として掲げております。

それから、記録するコンピュータとしては、現在、保育課に設置の保育所管理用コンピュータをカスタマイズして共用いたします。

あと、開発方法は以上のとおりですけれども、開発の内容とすれば、ここがございますように、子ども園の在園児、入園児及びその保護者に関する資格の登録・変更・削除と、それから2以下にありますように、保育料、給食・預かり保育料の賦課、一時保育の利用管理、入園承諾、利用実績、私立園の運営費、支弁管理等々の内容を考えております。

それから、後先になりまして大変申しわけございません。子ども園とは何かというのを若干だけご説明させていただけますでしょうか。

子ども園と申しますのは、保育園と幼稚園の機能を兼ね備えた施設でございます。それに加えて地域の子育て家庭の支援を行う施設でございます。端的に言うなれば、保育園と幼稚園の機能を両方持っている施設でございます。

甚だ雑駁ではございますけれども、子ども園システムの開発についてのご説明を終わります。

**【会長】** ありがとうございます。ご質問かご意見がありましたらどうぞ。

はい、久保広介委員。

**【久保（広）委員】** ごめんなさい。ちょっとわからないところが何点かあるんで、保育園で今保育課で使っている「こあら」という、これはソフトか何かなのでしょうけれども、それを子ども園で今度利用するために、この情報を今回、諮問をかけられていることは、今いる子ども園のご家庭の子どもたちとかの情報を使って、新しいシステムを開発することなんですか。

**【会長】** どうぞ、説明してください。

**【子ども園推進担当課長】** 今使っているパッケージシステムこあら、これは保育園用のシステムでございます。ただ、その中に子ども園、その短中時間児、幼稚園的な部分もありますけれども、今は保育園だけで使っておりますので、そののみ使っております。先ほど申し上げました

ように、私ども子ども園推進担当課は、今は4園体制で、そこはアクセスとエクセルでやっておりますけれども、これ以上のやっぱり園児数になると耐えられませんので、そのこあらの中のもともと持っている機能を、私どもが使えるようにカスタマイズをして入れていくということです。記録する項目は、この3ページにございますように、今までもご承認いただいておりますアクセス、エクセルで管理した同等な内容をそのシステムの中で入れていくわけなんですけれども、もともとそういう基本的な機能は持っていますけど、すべてご存じのようにパッケージですので、すべてそこに入っているものと入っていないものがありますので、そこを私どものこの記録項目に従って、カスタマイズして使えるようにしていくということです。長時間児につきましては、ほとんど変わりません。要するに、保育園児に関しましては、保育に欠ける子に関しましては、今までも保育課が使っておりましたんで、そこについてはそんなに大きくは変わりませんが、今まで短長時間児、幼稚園的機能の部分は持っておりませんでしたので、そこは新たに使えるようにカスタマイズしていくということでございます。

【会 長】はい、久保委員。

【久保（広）委員】ごめんなさい、またちょっとずれちゃっているのかもしれないんですけど、こあらというものがあって、それは今、保育園で使っていると。それに子ども園の情報もつけ加えるわけだけではなくって、新たにこあら2じゃないですけど、カスタマイズして何かその違うソフトをつくり出すということではないんですね。

【子ども園推進担当課長】共用していくということです。

【久保（広）委員】保育園と一緒に。

【子ども園推進担当課長】そうですね、長時間に関しては一緒です。短時間は全然別個ですから。

【久保（広）委員】そういうことだったんですね、わかりました。

ごめんなさい、もう1点なんですけども、その後のその管理というのは、ごめんなさい、データは2つの保有課というか担当課が両方使うわけですね、保育課も。

【子ども園推進担当課長】小型電算におけるサーバーは共通ですけども、端末は全然別個にそろえて。そこは、パスワードも当然違ってきます。

【久保（広）委員】なるほど、わかりました。

ごめんなさい、子ども園のいわゆる先生も保育園の情報は引き出せちゃうんですか。パスワードはもちろんあって、いわゆるこあらに接続すると、両方入っているサーバーにつながるわけですね。

【子ども園推進担当課長】サーバーとしては一緒ですけれども、今のところパスワードも全然違いますし、保育園のほうには、私どもはアクセスはできません、今は。

【久保（広）委員】この開発を終えた後は。

【子ども園推進担当課長】子ども園については見られますけど、保育園は見られません。

【久保（広）委員】見られなくなる何かこう絶対パスワードか何かでシャットアウトがされて。

【子ども園推進担当課長】中でパスワードによって、保育園の園児の部分と子ども園の長時間保育園児の分は分けられておりますので、そこはファイアーオールじゃないですけども、きちっと管理されております。

【久保（広）委員】私たちは、その辺は完全に安全だという前提で今考えればいいわけなんですね。

【子ども園推進担当課長】そうでございます。すみません、説明が足りず申しわけございません。

【久保（広）委員】はい、わかりました。

【会 長】はい、井上委員。

【井上委員】ちょっと私も仕組みがよくわかってないんですけど、保育園が今、子ども園に変わっているんですけども、保育園に入園して、在園中に子ども園になってしまうケースというのはあるのでしょうか。

わかりますか。例えば、あいじつ保育園で入ったのに卒園するときはあいじつ子ども園だったというか、それとも保育園で入ったならば3年間ずっと最後まで保育園なのか、そこを伺いたいんです。

【子ども園推進担当課長】何と言いますか、機能的には保育園に入ったら、よっぽど就労要件が変わらない限りは、

【井上委員】名称は……

【会 長】発言するときは、ちゃんと会長の許可をとってください。発言禁止させますよ、勝手にしゃべると。はい、今、質問はどっちですか。井上さんの質問に答えるんですか、説明者が、はい、じゃ説明して。

【子ども園推進担当課長】端的に言いますと、保育園が子ども園化するというものもございませんので、その在園児といたしましては、途中で名称が、園名が変わるということはありません。

【井上委員】今までは、その保育園システムを使っていて、例えば平成24年でも25年でもいいんですが、23年度、24年度は保育園システムを使っていた園児の人が、25年度になったらその

保育園が子ども園になってしまうので、そのデータを何か移行するというんですか、それがまた多分、この審議として必要なんじゃないかと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

【子ども園推進担当課長】最初に子ども園をつくったときに、先ほども申しあげましたように、保育園と幼稚園の機能を兼ね備えていますので、保育園と子ども園のデータを共用するというご承認はいただいているということです。

【会 長】はい、井上委員。

【井上委員】ということは、データを共有するということを承認されているということは、今まで保育園システムで使っていた園児の情報を今度は子ども園システムのほうに入れ替えるということについての何かその審議会みたいなところでの手続は要らないということですね。

【子ども園推進担当課長】今おっしゃられたように、今は考えておりません。開発のときには委託をかけますけども、今、移行するに関しては、また別途考えております。

【区政情報課長】区政情報課長です。すみません、これを実際に開発するというのが来年度ありますので、そのときに業者委託にかける形になります。ですから、そのときにはデータをどういう形で動かすとか、そういった話はしますけれども、基本的にそのときのかけるものは、そういった区職員が行えればいいわけですが、区職員は行えないという形になると思いますので、そういった作業について委託するというものをこの審議会にかけるという形になると思います。ですから、データ自体については基本的に共用できるという形の承認をいただいているというものです。

【会 長】ちょっとすみません。その前のシステムの話でなく新しくつくるという話なわけでしょう。だから、共用するとか何とかじゃなくて前のは前、今度のは今度なので、今度その開発されたシステムは、よくわからないけど、それじゃ前の共用というのは2つあったとすれば、保育園のものと子ども園のものが2つ現在あるとすれば、今度それを合わせた新しいシステムを開発するんですと、こういうことでしょうか、どうですか。別は別なんですか、今後も別で2本立てでいくんだということなのか、1本化するという話なのか、何かちょっと我々がわからないことが多過ぎるんで、どうするかがわからないという感じです。

【区政情報課長】区政情報課長です。今かけていますのは、先ほどもちょっと話がありましたけど、開発ということで、新しいシステムを開発するというのでかけております。で、この中では、いわゆる保育園と幼稚園というものが一体化したものが子ども園というふうに考えていただければいいんですけれども、その保育園部分のデータと幼稚園部分のデータを1つのサーバーで処理するシステムを開発するというものでございます。ですから、2つではなくてあ

くまで1つですね、内容的には。

【会 長】新しいものは、今までは2つあったんですか。

【子ども園推進担当課長】今までは、保育園のシステムだけありまして、私ども子ども園のシステムは、先ほどもご紹介しましたようにエクセルやアクセスで手作業でやっていたということです。

【会 長】1つあって、システムとして開発したのは1つで、もう1つはシステム化してないんですか。

【子ども園推進担当課長】してないんです、はい。

【会 長】自分たちが、手作業でやっていたものがありましたと、今度はそれを手作業部分をシステムに組み込んでという意味では、新しいものになるから開発の許可というか審議をかけたと、こういうことですか。

【子ども園推進担当課長】はい、そういうことです。すみません。

【会 長】わかりましたでしょうか、それを前提に次にご質問、ご意見ございましたら。

はい、井上委員。

【井上委員】もう1回確認ですが、私のほうは開発は開発で、今回これを書かなきゃいけないということじゃなくて、将来的にこのシステムが完成しましたと、そうしたら、それまでは保育園システムを使っていた情報をこの子ども園システムのほうにやり方を乗せ替えるということがあったならば、その従来の保育園システムに入っているそれぞれの子どもなんで、親御さんになってくると思うんですけども、ちゃんときちんとそこに対してシステムが、今まではこっちのシステムに入っていたのを今度はこっちのシステムにしますよということを、こういう場で審議しなくちゃいけないんじゃないですかという質問を私はしたわけですよ、いろいろお話をさっきから伺ってしまして。そこをもう1度ちょっと確認したいんですけどね。

【会 長】その今の井上委員の質問は、本人の了解を得たほうがいいという質問ですか。

【井上委員】そのこともあるかもしれないですね、これ。

【会 長】システムが変わるということですね。

【井上委員】変わるということで、利用者が変わるということもありますので。やはり保育園に入っていて、来年からは何とか保育園の人は何とか子ども園ですよということで、その中でいろいろ変わっていきますと、ただ、銀行口座なんかの引き落としの名称なんかも変わって、そういうのも全部包括して変わることは認めてくださいということを本人に多分確認していると思うんです。多分、学校とか教育の場において、そこをちょっと確認したかったんですが。

【会 長】何かご質問、説明、補充することは。

【子ども園推進担当課長】最近は、旧北新宿第一保育園、それと柏木幼稚園が統合しまして、柏木子ども園になりまして、今後、おちごなかい子ども園というのが予定されていますけども、今、委員がおっしゃられたような部分に関しましては、一応、申請書を本人からとって承諾を得ております。

【会 長】井上委員。

【井上委員】了解です。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】ここの一番最後に、開発の時期が4月から開発開始で12月本稼働となっているんですけども、この開発の開始で、どこが開発をするのでしょうか。一応、開発するときには、いろんなデータはお渡しになるんじゃないかと思うんですけど、そのどこというのが書いてないので。

【会 長】説明。

【子ども園推進担当課長】ここに開発するときには、またその委託業者を決めた中で、また審議会のほうにかけていく予定でございます。

【会 長】要するに、カスタマイズするときシステムをつくってもらうわけですか。

【子ども園推進担当課長】そうです。

【会 長】それで、そこで業者が入ってくるわけですよね。そこからシステムの開発は業者に頼むけど、入力はだれがする予定ですか。

【子ども園推進担当課長】職員です。

【会 長】ああ、そうですね。だから、その今の委託と言ってもシステム、コンピュータのプログラムを組むのは業者に委託するけど、個人データを渡すわけじゃないですよね。

【子ども園推進担当課長】そうです。

【区政情報課長】区政情報課長です。すみません、今、鍋島委員のご質問のあった委託業務については、来年度の本審議会で報告をさせていただくということで、実はまだ中身がちょっと固まってないということで、きょう一緒にその報告も行えればよかったんですけども、その辺については来年度、報告をさせていただきます。

【会 長】はい、鍋島委員。

【鍋島委員】今は、そのこあらとやらに職員の方がいろいろなことをやり始めるというので、この一番最後のところは、24年度4月からとあるので、もうすぐだから、その開発開始となっ

ているので、どこが開発するのかと単純に思いまして、しかもそれが12月に稼働しちゃうという事だったので、それはだれがやるのかと思ったわけです。

【会 長】ご説明。

【子ども園推進担当課長】4月から業者のほうに委託して、こあらのカスタマイズのほうを始めさせていただきます。

【会 長】だから、開発は。

【子ども園推進担当課長】業者は、まだ当然決まっていません。きょうは子ども園のシステムの開発についてご審議していただいていますので。

【会 長】要するに、それはどういうものをつくるかということは、担当課が4月からこれを始めますよということでしょう。それで、カスタマイズのそのプログラムのことなんかを、その業者といろいろ打ち合わせして始めますよと、それで、それが実際に入力が可能なのか、入力が済んだときを稼働というのか知りませんが、個人データを入れて、その実際に使うのは12月、そこぐらいまでは時間がかかりますよと、こういうことでしょう。

【子ども園推進担当課長】はい。

【会 長】久保広介委員

【久保（広）委員】ごめんなさい、またわからなくなっちゃったんですね、今の質問を聞いていて。こちらに記録項目2番で全部氏名、性別、書いてあるじゃないですか。今の話を聞いてみると、システムの開発は業者さんに頼むと、そうしたら個人情報はなくてもいいんだというイメージはあるんです。入力、職員の方がするというのであれば、ここにかけている諮問事項の記録項目には全く必要なくなるような気がするんですね。いわゆる業者さんが個人データを扱わないのであれば。

【会 長】いや、そうじゃなくって、さっきも前の議題で言いましたけど、こういうその個人情報の固まりをつくれますよというところが重要なんです。こういうその固まりの個人情報を1つのデータとして、まとめたものをつくれますよと、このまとめたデータは、何とかという名称をつけて区では管理しますよ、こういうことが重要なんで、この項目はどういうものか、どういうものをその個人情報に入れるかということはぜひ言っていただかないといけません。中身の問題じゃなくて、どういう項目をその個人情報として収集してまとめて保管するかというところが一番重要なんです。

ほかにご質問かご意見ありますか。

はい、田中委員。

【田中委員】 どうも先ほどはすみませんでした。今のエクセル、それからアクセスでの手作業ということでありませぬ。入力事務それ自身は手作業に当然、新しいシステムはなると思うんですけど、その根本的にちょっと今やっている事務のその入力作業がどういうその打ち込みが、システム化されるこあらとの違いはどんなものか、ちょっとそこのイメージはいま一つよくわからないんですけれども。

【会 長】 ご説明を。

【子ども園推進担当課長】 入力作業そのものは、そんなに変わらないかもしれませんが、先ほどちょっと冒頭のところで少しつけ足し的に説明させていただいたんで、ちょっとあれかもしれませんが、短中時間児に関して、今度こあらシステムに入ってきますので、出力関係がこのシステムでスムーズに開発することによってできるということはあります。今までアクセス、エクセルですから、本当に限られた部分の打ち出しを何遍もやりますけども、その部分的な切り張りにしても何にしても、抽出にしても、非常にやっぱり手作業がありますけども、今度はボタン1つなり何なり、指令1つで大量な対象者の中からピックアップするというのは、早くなるのかと思います。

【会 長】 はい、田中委員。

【田中委員】 そういう意味では、情報がかなり一元化されるということで、大変分厚い情報になってくるんだと思いますけれど、この1つのシステムの開発において、今委託をするかどうかという話がありましたけれど、当然そのシステムを今保育課で使っているわけですけど、これをカスタマイズするという、例えば新宿区の情報課が、それを行う能力という点で見ると、その辺はやっぱりなかなか情報課の中で、あるいはその区の内部で開発あるいはカスタマイズをするというのは、やっぱりなかなか技術的には難しいんですか。やっぱり民間に委託をせざるを得ないんですか。

【会 長】 はい、どうぞ説明。

【子ども園推進担当課長】 やはり情報政策課、私ども区役所の中では専門的な見地を持っているかと思いますが、なかなか情報政策課のほうもタイトでございませぬし、あと実際にそのこあらシステムとか習熟している業者と直接私ども業務をやっている課と密にやったほうが、より効率的かという部分は現実的にはあります。

【会 長】 はい、どうぞ、田中委員。

【田中委員】 これは、一応、保育がパッケージシステムこあらを導入しているというように思うんですけど、これを例えば子ども園課が使うということは可能なんですか。それとも、それ

はまた別個にこあらはこあらとしてソフトを契約しなくてもいいんですか。

【子ども園推進担当課長】すみません。イメージとしては、今、小型の電算機のサーバーは一緒なんですね。その中で、先ほどもちょっと冒頭に触れさせていただきましたけど、もともとこあらに子ども園のシステムも持っているわけですが、しかも、そういうシステムは23区中15区の区が導入しているわけですね。ただ、子ども園を今展開している区はそんなに少ないもんですから、今まで保育課も長時間保育に欠ける子だけ使っていたわけですが、私どもはアクセス、エクセルで手作業でやっていたんですけれども、その共有サーバーの中にもともと持っているそこを短中時間だとか、今度、子ども園化に必要な部分をカスタマイズさせていただいて使っていくと。あと、端末はまた別個に私どもがかわしてやる、そんなイメージでございます。

【田中委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかに。

鍋島委員。

【鍋島委員】いや、私は一応最後まで見るんですけれども、そうすると、今これをカスタマイズするのは、この保育課の職員の方がなさるわけですね。そして、後ろの特記事項を読んでいくと、結局、乙は従業員に対する教育とかいろんなのが出てくるので、頭が混乱してきちゃったわけです。それで、こあらというのが、業者が今やっているのかと思ったものですから、その業者にまたこういう情報をお渡しになるのかと、この裏と両方を見ていると、そんな感じを受けちゃったわけですね。

【会 長】はい、どうぞ。

【子ども園推進担当課長】カスタマイズするのは、あくまでも業者を予定しております。保育課の職員ではないです。

【鍋島委員】この情報を渡したわけですね。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】今、鍋島委員がお話しになったことは、通常ですと、こういったシステム開発ですと、これと一緒に諮問事項としてシステムの開発をします。で、報告事項として業者委託についてというのを行いますというのを一緒にいつも出すんですけれども、今回、その例えば実際に業者のほうに委託する仕様の内容ですとか、そういったものがまだできていないということで、それについては来年度、4月以降ですね、4月から開発開始というふうに書いていますけれども、4月以降、その辺を固めてから、もう1度本審議会でその委託については、別

途報告しますという形になっています。ですから、その部分が今回出ていますので、ちょっとわかりにくくなってしまっているということだと思います。その辺は申しわけありません。

【会 長】いろいろありますけど、本当はこの記録項目を見ていると、結構いろんなのがありますよね。国籍、口座情報、職業、住民税額、生活保護受給の有無とか、本当言うと、こういうものをそのシステムにというか、データとしてまとめてつくっていいですかとわかっているか、本当はこの一番重要なことだったんだけど、今日はその構造がわからないから、そっちのほうの議論に行きましょう。普通だったら、この記録項目の中で、これは要らないんじゃないですかとか、そういう議論がいつもは盛んに行われるんですけど、今日はちょっとそこまで行かなかったというか、何となく子どもさんのことだから、こういうのがないといけないのかと理解はしますので、多分、ご質問もないんだろうと思いますけど、ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、意見も出尽くしたというか、ご質問も出尽くしたということで、この本件は諮問事項ですので、適切と認め承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、それは承認ということで決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料39の「住民基本台帳法改正に係る外国人住民登録候補者情報確認作業について」のご説明をお願いいたします。

【高齢者医療担当課長】それでは説明させていただきます。高齢者医療担当課長の西方でございます。よろしく願いいたします。それから、今、担当しております今泉が同席させていただきます。よろしく願いいたします。

では、こちらのほうに最初にお配りして、実は事前に配布させていただいておりましたものを今回差し替えさせていただきました。これは、最初にお出ししたときに、目的外利用だけについて、後からそれも説明させていただきます。39の資料です。

住民基本台帳法改正に係る外国人住民登録候補者情報確認のためのまず仮住民票データ、これの目的外利用とそれを外部に提供する、それから外部結合について、この3つについてご審議をいただきたいと思います。

これは、最初は目的外利用だけでしたが、データ突合処理をする上で、そのデータをさらに外部へ提供し直さなくてはいけない。それから、今度は提供した外部のほうで、それを今度は処理する必要があるということで、この3つの項目にさせていただきました。

事業の概要です。事業名は、ちょっと長たらしいんですが、住民基本台帳法改正に係る外国

人住民登録候補者情報確認ということです。担当は私どもの高齢者医療担当課です。

目的は、今年の7月に予定されております住民基本台帳法の改正の施行日以降に、外国人住民となる候補者の世帯番号などを事前に確認する必要があります。対象ですが、65歳以上の住民を含む世帯のうちの外国人住民を含む世帯の構成員ということです。私どもは後期高齢者医療ですので、本来75歳以上の方になるのですが、障害をお持ちの方の障害認定を受ける方が、65歳以上になりますので、広く65歳以上からということでデータを集めることが必要となります。

内容です。24年7月9日から住民基本台帳法の改正によりまして、外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象となるということに伴いまして、施行日以降に外国人住民と見込まれる方につきましては、仮住民票を作成して、施行日をもって住民票に移行するということになっております。私どもの所管いたします後期高齢者制度におきましては、現在、東京都後期高齢者医療広域連合において、外国人登録データに基づきまして、外国人住民の方と、それから同一世帯の日本人住民の方についての情報を広域連合の電算処理システムで管理し、資格確認・賦課業務に活用しています。今度この改正がございます関係で、この資格・賦課業務を適正に行うために、事前に施行日以降に住民基本台帳制度で管理される予定の外国人住民の情報を、この電算処理システムに登録しておくことが必要となります。

さらに、資格・賦課管理は世帯単位で行いますので、外国人住民の方のみならず同一世帯の日本人住民についても把握し、世帯番号等の確認を突合し行う必要があります。

そのデータ処理方法ですが、まず後期高齢者医療広域連合から新宿区の外国人登録候補者情報を電子媒体のほうで、こちらのほうに提供を受けます。それから、新宿区の戸籍住民課の持つ仮住民票のデータを電子媒体で同じく提供を受けます。それらをその仮住民票データのうちの私どもの課で管理すべき該当者を抽出いたしまして、このデータと広域連合からのデータを突合して、世帯番号の変更が必要な方やそれから移行される方、対象外となられる方などの修正作業を行うものです。

なお、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、通称高確法と私ども呼ばせていただいておりますが、これに基づいて運営されておきまして、被保険者の資格等の届け出については、住民基本台帳法による届け出があれば、同一の事由に基づく届け出があったとみなすことになっております。ですから、当該住民基本台帳法が施行された後は、これまでどおり、後については今までどおり住基データをそのまま活用できるのですが、この仮住民票の間だけ活用を私たちがさせていただくためにはということで、こちらの審議会のご

審議をいただくことが必要となりましたので、今回かけさせていただきました。

それから、この広域連合への提供等につきましては、既に私どもの制度が始まる1年前の19年度にこちらの審議会でかけさせていただいておりまして、それに基づいて今事業を行わせていただいております。

目的外利用につきましての表にございますこちらの特に項目です。外国人住民としてこちらのほうで活用させていただく項目は、こちらにございますように、住民番号、世帯番号、それから生年月日等いろいろございまして、これらのもの、それから日本人の方につきましても、住民番号、世帯番号、氏名、生年月日、性別、世帯主、続柄、住所等が提供していただいている情報となります。

それから、目的外利用の時期でございますが、平成24年5月7日からを予定しておりまして、施行日当日の7月9日までということになります。

外部提供と外部結合につきまして、続きまして報告させていただきます。

外部提供のほうの提供先ですが、先ほど申し上げましたが、東京都後期高齢者医療広域連合で、この広域連合というのは、ご承知おきだと思いますが、東京都の62区市町村がまとまってつくっております私どもの後期高齢者医療を運営するための広域連合となっております。

それから、外部提供の期間も同様でございます。先ほど提供の必要については、申し述べたとおりです。

すみません。提供項目です。提供資料で今回追加させていただくものが、次のページの付属資料の下線部分のところになります。ありますが、まず④の仮住民票情報を入れさせていただいております。それから、変更後世帯番号、住民票作成対象、対象外の別というものを追加させていただきます。

続きまして、外部結合でございます。これも同じく先ほど申し上げましたように、東京都後期高齢者医療広域連合と結合するための審議となります。

結合する理由も、先ほど申し上げましたように、データを提供しました後の処理のために必要となります。

開始時期も、同じく5月7日から7月9日までを予定しております。

こちらの中身につきまして、付属資料の2でございます。同じく仮住民票情報とそれから変更後世帯番号、住民票作成対象、対象外の別を追加させていただきます。

以上です。

【会 長】ご苦労さまでした。それでは、3つ問題があるようですけど、ご質問、ご意見を

場合によっては、どこの項目と言っていたほうが混乱しないと思いますけど、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。井上委員。

【井上委員】目的外利用ということで、ちょっとこれは高齢者医療担当課よりも逆に戸籍住民課のほうに伺いたいぐらいなんですけども、これは恐らく7月9日に施行されるんで、その前にやるということで仮のことをやると思うんですけども、ほかにこういうことが必要な業務というのは、どういうのがあるかと、多分、高齢者医療担当課の方は、これしかありませんと答えると思うんですけど、事務局のほうでわかっていますか。

【会 長】外国人の仮住民票情報の目的外利用について。

【区政情報課長】区政情報課長です。これについては、今、庁内にどういった業務が必要かというような調査を行っているところです。ただ、医療関係でいきますと、当然、後期高齢者だけではなくて、いわゆる医療保険年金課、国民健康保険ですとか、そういったものも必要になるということは明らかであると考えています。で、それにつきましては、今回一緒にかけられればよかったんですけども、次回の審議会に出させていただくという形になっております。

【井上委員】やはり、これはどちらかと言うと、利用する側よりはむしろ何か出す側の問題だと思うんですね。もちろん審議としては利用する、目的外利用ということで、高齢者医療担当課のオーナーが提案元になると思うんですけど、やっぱり全体的にこういうこの仮住民票が、どういうところに使われているのかということ、何と申すか、わかっておいたほうが審議しやすいなと思ってコメントです。

以上です、ありがとうございます。。

【会 長】ほかにご質問、ご意見。

はい、中村委員。

【中村委員】初歩的なことで申しわけないんですけども、後期高齢者医療制度が75歳で、先ほどのお話で、今回の65歳というのは、障害をお持ちの方ということなんですけども、この項目から見まして、その障害の有無というのは、どこで判断をされているんですか。

【会 長】説明願います。

【高齢者医療担当課長】まず、この障害認定の有無は、障害手帳というか、障害者福祉課でやっているのとは似て非なると申すか、別の形になります。で、お医者様から診断書をいただきまして、広域連合のほうで障害認定を受けられた方ですと、こちらのほうの障害というふうにすることができます。ただ、人によりましては、国民健康保険なら国民健康保険のままで障害

者として医療を受けられたほうが得というか、医療費が安くなられる方もありますので、この障害認定の取得については、ご自身でどちらのほうの保険を利用したほうがいいのかというようなこともご相談に乗らせていただいて、よりよいほうを使っただけようにしております。ちょっとややこしいんですけど、私どもが75歳以上の医療負担であったり、そういったものが制度によって違いますので、どちらを使っただけかということになりますので、ちょっと話がややこしいですみません。

それから、今ご質問のもともとその方はどこでわかりますかということですね。もともと私どもの被保険者番号を要するに保険証をお持ちの方は、既に登録されている、何と言ったらいいんでしょうか、既に広域連合のほうで65歳以上の方につきましても、情報があるので被保険者番号をお持ちなんですね。何と言うか、手上げ方式と言っては申しわけないんですけども、私は障害認定を受けて、後期高齢者のほうの医療制度を使いたいというふうな申請をされた方が、広域連合のほうに情報が行っています。で、何と言うか、今ある方が外国人の障害認定を受けているかどうかということになりますので、被保険者番号があるということ自体で障害認定を受けた方だとなっています。

【会 長】多分、質問がちょっと進めば、75歳以上が対象なんで、障害者の問題があるから65歳まで広げたとおっしゃるんですけど、それなら65から75歳の間の障害者だけピックアップして足せばいいんじゃないのという質問が想定されるんですけど。わざわざ全員を65歳まで広げる必要はないんじゃないですかという、その点はどうですか。なるべく個人情報を余計に取らないという考えで。

【高齢者医療担当課長】そうですね、そういったことですね。ただ、65歳以上の方が、いつ障害でこちらのほうに来られるかというのも含めると、申しわけないんですけども、65歳以上の外国人の方というか、その情報を最低限でしようというところでは厳しいところなんですけど、その事前に対象となられる方としていただいております必要があると判断したものです。仮住民票の間だけでしようということには確かになるんですけども。

【会 長】補充の説明がすぐでなければ、ちょっとほかに質問がございましたら。その間に考えておいてください、何か補充の説明があれば後でお聞きしますので。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

はい、田中委員。

【田中委員】いわゆる外部提供等々をする下線部分のやつで、④仮住民票情報というのがあるんですけども、この仮住民票情報というのは、その下段に書いてあるものが仮住民票なんで

すか、中身はどういう中身になりますか。

【高齢者医療担当課長】仮住民票の中身は、例えば3ページにございます目的外利用を行う情報の中身が、仮住民票として登録される中身です。

【田中委員】その仮住民票をやるという制度はもうわかっているのですが、ただここではあえて仮住民票の中身は、今の住民票とほぼ同じなのかということも含めてどんな内容ですかと。

【高齢者医療担当課長】仮住民票の情報をこのたび資格管理業務関係として私どものほうにいただくことになるんですが、これは今までこの①、②、③しか使えることになっておりませんでしたので、仮住民票として、今回、仮住民票を起こす住民票をつくるわけですが、そのデータとして仮住民票の対象者として作成される方というのは、私どものところではいただけないんです。仮住民票を活用していい業務に入っておりませんでしたので、今回、仮住民票となった方たちは、どんな人たちですかということを教えていただくための情報を私たちが活用していいですよということをいただくために、今回の審議をかけさせていただいたということで、中身的に言うと、これまでの外国人登録情報とかと同じものになります。

いつから世帯番号とか、例えば中にはご存じだと思いますけど、日本人の世帯と一緒にされる方がたくさんいらっしゃいますので、世帯番号が変わってしまう方がたくさんいらっしゃいます。その方たちが、こちらで外国人登録情報を持っていますが合わなくなりますので、そういったことも、どういった方が移られたかという情報をいただかないと制度が成り立ちませんので、今回この仮住民票を使うことをお許しくださいということの審議になります。

【会 長】ちょっと質問されているのと答えがどうも、付属資料1というのは5ページのこと、多分、田中委員はそのことをおっしゃっていると思うんですね。これは、確かにその前を見ると、外部提供のリストですよ。4ページに書いてある付属資料1というのは、外部提供を行う情報項目、だからこれが外部に提供される項目かと、ここまでは理解はできているんですけど、問題は上に①、②、③、④とありますよね。その下は、今度は丸も何にもつかないで3行ありますよね、いろいろ項目が書いてあるじゃないですか。この関連というか、この④の中身がこの下の3行なのか、あるいはこれは④までは一応、大項目が書いてあって、その細目はここですよということか、何かそこらあたりがわからないということです。

【高齢者医療担当課長】そうですね、今、会長がおっしゃられた後のほうの、この①と②と③、④に共通するすべてのことになります。

【会 長】個別の項目がこの3行ですよということで。

【高齢者医療担当課長】そうです。今回、仮住民票というか、先ほどはすみません、先走って

申し上げた世帯番号が変わってしまうからというのは、その変更後のさらにその項目の中のアンダーラインの部分を新たに追加させていただいたということになります。

【会 長】 そうしたら、④の仮住民票情報というのは、この下の変更後世帯番号と住民票作成対象と対象外の別と、この2つの項目ということですね。

【高齢者医療担当課長】 すみません、うまく説明できなくて。

【会 長】 いや、私もよくわかったんで、今。しゃべりながらわかったんで。

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。そういうふうにご理解ください。その次の下も同じようなことです。何かご質問、ご意見。3つございますので、目的外利用と外部提供とそれから外部結合ですね。

ではよろしゅうございますか。

では、本件も諮問事項ですので、適正と認めて承認とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 承認ということに決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料40の「「新宿アートプロジェクト」業務委託について」のご説明をお願いいたします。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】 文化観光国際課多文化共生担当副参事、月橋と申します。よろしく願いをいたします。

今回は、協働提案事業新宿アートプロジェクトについて報告をさせていただきます。

この事業につきましては、平成23年度の協働事業提案制度によりまして、採択されました事業でございます。平成24年度に新宿区内で活動する団体とともに、協働で事業を実施するものでございます。

この事業の目的でございますけれども、外国にルーツを持つ住民と、それから日本人住民が主にその芸術創作活動というものを通じまして、協働活動を行うことで相互理解を促す機会をつくっていく、そうした中で、地域参加型の多文化共生の推進を図っていくというものでございます。

この事業の対象となるものは、そこに参加する子ども、それからその保護者、地域住民を想定しております。

事業内容でございますが、大きく分けて3つございます。まず、1つは芸術ワークショップということで、写真や映像、現代アート、そうしたさまざまな芸術のワークショップを通じま

して、お互いがそうした創作活動に取り組むことで交流を図っていくというものでございます。

それから、2番目に子どもの居場所づくり、それから巡回展示事業というものを想定しております。

子どもたちが定期的集うスペースを設けまして、そうした中での創作活動を通じて自己表現を行っていく機会を提供していくということと、子どもたちが、実際につくった作品を広く地域の中で巡回展示をしていくことで、地域の方との創作を通じた触れ合いを期待していくというものでございます。

それから、3番目としましては、海外の芸術家と地域住民による国際的なまちづくりや人材の育成事業を想定しております。この事業を展開する団体については、海外の芸術家を新宿区に適宜招聘をしまして、子どもたちが芸術活動をする際に、そうしたものを指導していく中で、子どもたちのそうした想像力を高めていく。

それから、この事業に参加する子どもたちのリーダーとなり得る人材を育成していくと、そうしたものもねらいの1つでございます。

それでは、次のページでございますけれども、具体的にこの新宿アートプロジェクトの業務委託についてご説明をいたします。

委託先については、新宿区内で活動するしんじゅくアートプロジェクトという団体にこの事業を委託いたします。

委託に伴いまして、事業者処理させる個人情報でございますけれども、こちらに書かせていただきました保護者の氏名、住所、電話番号、それから子どもの氏名、住所、電話番号、年齢、学校、学年、ある子どもについてはメールアドレスと、そうしたものを個人情報として事業者が取得をしていくということでございます。

具体的に処理させる情報項目の記録媒体でございますが、パソコンのハードディスクドライブに記録させるとともに、紙媒体でもこうした個人情報を管理するというところでございます。

委託の理由でございますけれども、この事業自体は、先ほども申し上げましたように、協働事業提案制度により採択されたものでございます。この事業自体は、実は平成22年度と23年度に大久保児童館という子どものための施設がございますが、ここをベースとして既に展開していた大久保アートプロジェクトを進化させて、よりその新宿区全域でこうした試みをやろうというような目的で行われるものでございます。そうした中で、既にこうした事業を展開しているノウハウ等も持っている信頼できる団体ということもございまして、引き続きこうしたものを事業を委託していくということでございます。

委託の内容につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。芸術のワークショップ、それから子どもの居場所づくりや巡回の展示事業、それから海外の芸術家と地域住民による国際的なまちづくりや人材育成事業、この3つを大きな柱として展開していく予定でございます。

それから、委託の時期でございますが、平成24年の4月1日から平成25年3月31日、この1年間でこの事業を展開していく予定でございます。

なお、この事業については、基本的には1年単位の契約ということになりますけれども、協働事業提案の中で、適切な評価を得られた場合は、次年度以降、継続ということも考えられますので、そうした場合は以降、継続としていく予定でございます。

委託に当たりまして、区が行う情報保護対策としては、別紙につけさせていただきました特記事項を付すとともに、情報の取り扱い責任者、取扱者をしっかりと定めさせて、だれでもその個人情報を見ることができないようにしていきたいと思っています。

それから、提供された情報については、しっかりと施錠のできる金庫、キャビネット等に保管をさせていくと。それから、電子データについては、常にパスワード管理をさせまして、この事業が終了した段階で、速やかに業者には消去をさせると、そうしたところをしっかりと事業者と打ち合わせをしながら個人情報の保護に注意していきたいというふうに考えております。

以上で、説明を終わります。

【会 長】対象者は、平成24年度はどれくらいの人数を想定されているんですか。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】今のところ、何人という具体的な数字は、まだ先方と詳しくは詰めておりませんが、あまりその人数制限をかけないで、こうした事業に興味のある子どもたちや地域の方、なるべく多くの方に参加していただきたいというふうに考えております。

【会 長】何百人とか何千人とか、どんなその個人情報の固まりがどれくらいということが。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】そうですね。実際にいろいろなワークショップとして活動していくわけなので、私どもの想定としては、多くても50名ぐらいかというふうには考えております。

【会 長】わかりました。ご質問かご意見ございますか。

ひやま委員。

【ひやま委員】この事業は、多分いろんな施設とか場所で展開されるものだと思うんですが、処理させる情報媒体の項目、記録媒体、パソコンのハードディスクドライブ、紙とありますけれども、このパソコンはどこのパソコンですか。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】このパソコンというのは、団体が保有するパソコンということをご想定しております。

【ひやま委員】同じ場所でやるわけではないわけですから、その都度、外に出て、そのいろいろな施設を使ってやるわけですね。そのパソコンのデータというのは、当然、移動されるんですか、それとも1カ所に固まったところなんですか、あくまでも。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】いろいろな地域の施設を使ったいろいろな巡回展示などで、もちろん区内のいろいろな場所を使ってということになるんですが、あくまでもその個人情報が集積されたパソコンについては、移動は想定しておりません。

【会 長】はい、ひやま委員。

【ひやま委員】じゃ、いわゆる本部的なものがあるって、そこでしっかりと個人情報は管理するというような理解でよろしいわけですね。この紙媒体はどうですか。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】今、委員がご指摘のとおり、パソコンについても、それから紙媒体についても、あくまでもどこか1カ所でしっかりと管理をさせるということは、私どものほうでも先方の団体とは打ち合わせをしておるところでございます。

【会 長】はい、ほかに。

中村委員。

【中村委員】子どもの安全という観点からすれば、特記事項のほうで、こういった悪用はされないと思うんですけども、そういった委託業者が連絡をするときには、親御さんのみに連絡すればいい話で、お子様の電話番号がまたあるんですけども、こういった個々にお子様へ委託業者が連絡をとることはないと思いますので、ここに子どもさんの電話番号を入れても、そういった安全性は大丈夫だと思うんですけども、こういったことまで電話番号を取得してもよろしいんでしょうかね。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】この団体が、何かその活動する中で連絡をしたいなというふうに考えたようなときに、親御さんを通じて連絡することも1つはもちろん大切なことだと思うんですが、そうしたなかなかお勤めになっていたりとか、お忙しい親御さんもいらっしゃるかと思いますので、例えば、もし子どもさんの携帯番号なり、そうした連絡先がしっかりと団体のほうに提供がしていただけるのであれば、そうしたことで直接団体と子どもが連絡をとり合うということが、その事業の円滑な遂行の中では、ある意味必要かなというふうに考えております。

【会 長】すみません、ちょっと子どもさんでどれくらいの人を対象にしているか、中学、

高校とか幼稚園とか、どんなことを想定していますか。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】主に、こうしたワークショップですから、乳幼児ということはまず基本的に想定はしておりません。小学校の高学年、中学生、高校生、場合によっては大学生と、そうした比較的年齢の高い子どもを想定しております。

【会 長】どうぞ、中村委員。

【中村委員】念のためなんですけれども、たとえ親御さんと連絡がとれなくても、子どもさんととれた場合は、やっぱり親御さんにこういったことが連絡とれましたと、そういった旨のこともちゃんと親御さんに連絡はちゃんとやっていただくようお願いいたします。

【会 長】はい、どうぞ。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】今、委員がご指摘の点については、十分気をつけたいと考えております。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

はい、田中委員。

【田中委員】私はあまりよくわからないんですが、そのしんじゅくアートプロジェクトという委託先ですね、先ほどは団体という説明がありましたけれども、別にNPO法人でなければほかの法人格もとってないということになりますと、いわゆるどういう団体でそれぞれの構成員が特定されるのか特定されないのか、そういう意味では、情報の管理が、逆に言えば内部の規則等々で、きちっと担保できるような対応がとれるのかどうかということをちょっとよくわからないものですから、その団体についてはどういう団体なのかと言いますか、構成がどうなっているか、わかる範囲内でちょっと教えていただければと思います。

【会 長】はい、説明願います。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】今、委員ご指摘の、このしんじゅくアートプロジェクトという団体でございますが、そのNPO法人ということではなくて、あくまでも任意団体ということでございます。こちらの団体の概要なんですけれども、この法人が活動を開始したのは2011年の4月からというふうに聞いております。構成員としましては、新宿区に在住する個人が中心となっております、その構成員は15名ということでございます。もちろん、ここに参加している方々は、主に外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援であるとか、日本語支援であるとか、そうしたものを日ごろ新宿区内で主に活動している、そうした方々が中心となった団体ということでございます。

【会 長】はい、田中委員。

【田中委員】今の法人というお話がありましたけれども、法人格か何か持っているわけじゃないんでしょう、任意団体ということ。

【会長】はい、説明。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】法人格は持ってございません、任意団体でございます。失礼しました。

【会長】代表の方の何かどういう方とか、そういうのが何か特に信用したという何か理由みたいのはあるんでしょうか。

どうぞ。

【文化観光国際課多文化共生担当副参事】代表は、現在、私どもで新宿区の文化観光国際課が夜の子どもの学習支援を委託していて、そこで中心的にボランティアとしてやっていただいている小林ヒロコさんという新宿区内在住の方が、このアートプロジェクトの代表者ということでございますので、新宿区とは非常に日ごろから連携をしている方でございます。信頼のおける方だと認識しております。

【会長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

ないようでしたら、これは報告事項ということですので、了承、了解ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、了承いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料41の「介護保険要介護認定調査の業務委託先におけるサーバー管理の再委託について」のご説明をお願いいたします。

【介護保険課長】それでは、所管の介護保険課のほうから説明をさせていただきます。

担当の認定第一係長の石川も同席させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、件名でございます。介護保険の要介護認定調査の業務委託先におけるサーバー管理の再委託ということでご報告をさせていただきます。

資料41をおめくりいただいて、事業の概要でございます。事業名は、ここに事業名以下、記載のとおりです。

対象者の欄でございますが、新宿区の被保険者であって、神奈川県に居住する介護保険要介護・要支援認定申請者ということになります。いわゆる新宿区の被保険者約6万人のうちの住所地特例を適用されている1,000名の方たちのうち、神奈川県に居住する介護保険要介護・要支援認定申請者が対象者ということになります。

事業内容でございますが、新規申請の要介護・要支援認定に係る認定調査については、市町村職員、または事務受託法人が実施できると、介護保険法に規定されております。区は区外に居住する被保険者の一部について、事務受託法人に介護保険の要介護認定調査等を委託しております。その委託先の1つである今回の法人が、業務のシステム開発をして運用するに当たって、その業務の一部、具体的にはサーバーの管理業務になりますが、それを再委託することになったということで、今回この場でご報告させていただくものでございます。

もう1枚おめくりください。こちらの書式で申し上げますと、情報の保有課、私ども介護保険課、登録業務は要介護認定調査ということになります。委託先は、社会福祉法人かながわ福祉サービス振興会、いわゆる事務受託法人と言われているものです。横浜市等々は、自市で市の職員が直接認定調査をするということはやっておりませんで、すべてこの事務受託法人が受けております。その関係で、新宿の住所特例の方については、市区町村職員の職員の方がやってくださるケースとこういった事務受託法人に受けていただくというケースが、地域によって発生するということとなります。ちなみに、この神奈川の福祉サービス振興会というところに委託しているケース、今回お諮りしているケースは、年間四、五件という実績で推移しているところでございます。

対象者の欄です。先ほど申し上げました対象者の項目ですが、いわゆる認定調査票の中身、認定調査の中身になりますので、ここに記載のとおり、被保険者番号以下、ここに記載されている詳細な内容がすべて委託法人、区が保有する情報を委託先も保有するということとなります。

中段の処理させる情報項目の記録媒体ということでございますが、このシステムの画期的なところは、このたぐいの情報をすべて区も各市町村も紙ベースで保管しておりまして、その紙ベースの書類の保管でかなりのスペースを取っているという現状でございますが、すべてPDFで電子化して、電子内で保管するというシステムでございます。そのサーバーに保存するに当たり、今回の再委託業務が出てくるということでございます。

委託理由、ここに記載のとおり、業務を委託している社会福祉法人かながわ福祉サービス振興会が、取扱件数の増加に伴い、情報の電子化を行うこととなり、サーバーの情報管理に関しては、専門能力、技術が必要となったためということですので。

委託の内容ですが、かながわ福祉サービス振興会への委託内容は、ここに記載のとおりです。そのうち株式会社北海道総合技術研究所へサーバー管理の部分のみ一部この法人が、再委託をするということでございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策ですが、通常こうした契約に必ずつけております特記事項のほか、最下段でございますが、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしまして、まず1番、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

それから、2番、サーバーへのアクセスについては、SSLによる暗号化、ファイヤーウォール、使用者のID・PWの設定を行う。また、サーバー室への入室管理に関しては、ISM認証基準に基づき管理するといった何重もの対策を敷いていただくということで対応したいと考えております。

報告は以上です。

【会長】再委託先ですけど、北海道総合技術研究所と書いてあるんですが、これは北海道にあるわけじゃなくて、このかながわサービス振興会と近くにあるとか、何かそういう。

【介護保険課長】いえ、会社の所在地が北海道にあるということでございます。

【会長】どうしてそんな遠く、要するに遠くなれば、それは何と言うか、通信的にはつながっているけど、業務管理とかその保護の管理という意味では、ちょっと不安が出るんじゃないのか、どうしてこんな遠くという。

【介護保険課長】そういったノウハウを持っているということで、契約の先としてこの法人で選ばれているようですが、例えば、税務のほうでも似た業務がありまして、秋田県の事業者がかなり税務分野でやっていたりということがありまして、この情報管理分野に関しては、かなり東北とか北海道あるいは九州等々で、そういったノウハウを積み上げていると、そういう産業になっているということもありまして、あるように伺っております。

【会長】何か質問、ご意見。

久保広介委員。

【久保（広）委員】ごめんなさい、基本的な質問で申しわけないんですが、私も4月からなので6回しか個人情報審議会に出てないんですけども、まず最初にかながわ福祉サービス振興会のほうに業務委託をされたらと、特記事項を付記して、今回はないんですが、以前にはもちろん審議会にかけられて、そのときの特記事項に再委託の禁止というのは特記事項にちょっとないのでわからないんですが、あったのかないのか。

【介護保険課長】再委託の禁止事項がございます13項目の中に必ず入っている、再委託の原則としてだめであるという禁止事項があるので、今回こういった場で審議会にお諮りしております。

【会長】はい、どうぞ。

久保広介委員。

【久保（広）委員】想像でになるんですが、特記事項がないので。ちょっと私が今までのをばっと見たところ、やっぱり個人情報を除いた部分の業務委託については、この限りではないというような事項が多いと思うんですね。今回、個人情報はもちろんかかってくるので、こちらの審議会にかけられたということになると思うんですが、これごめんなさい、私も初歩的でわからないんですが、その場合には、もともとのこの特記事項を変えなきゃいけないとか、そういう必要性とかはないんですか。いわゆるこのちょっと特記事項がないので何とも申し上げずらいんですが、根本的なものが何か違ってしまいう特記事項でなければいいんですが、どうなんでしょうか。

【会 長】もともとの依頼するときに、こういうほかの例、皆さんは持っていて、前のケースも特記事項でもあるかな……。

【介護保険課長】契約書に通常つける特記事項では、そういう記載になりますので……

【会 長】出ているわけですよ。

【介護保険課長】ええ、ここでお諮りをして、区の個別の契約では、実際の実態に対応した契約書の内容になるということです。

【会 長】はい、どうぞ。

久保広介委員。

【久保（広）委員】ごめんなさい。その場合は、何と言うんでしょう、もう1度かながわ福祉サービス振興会の最初の委託先との契約を見直す必要性というのはないんですね。

【介護保険課長】年度当初に例えば一斉に契約するような性質のものではありませんで、実際にそういう案件が発生したときに契約することになっておりますが、事前に事業者のほうから今度こういった再委託をやるのでということの文書での依頼がありましたので、それに対応する契約をするように準備の一環として、今回こういったことでお諮りして特記事項も変えると。

【会 長】はい、どうぞ。

久保広介委員。

【久保（広）委員】なぜそんな質問をしたかと言いますと、最初のかながわ福祉サービス振興会との契約はいわゆる区がしているわけなんです、その次の再委託先は、つまりはかながわ福祉サービス振興会と北海道総合技術研究所がされるわけですね。その場合のこの個人情報をいくら区のほうにやっってくださいというふうにながわ福祉サービス振興会とは交わしていると思うんですが、この先の北海道のほうにちゃんと徹底できるかということに関しての管理と

言いますか、それがちょっとできなくなるんじゃないかという心配があるんですけども、その辺は何か対策、その他は考えていますか。

【介護保険課長】その業務全体の安全管理ということは、一番下段に記載させていただいておりますが、この事務受託法人が、恐らく何万件というデータ管理をしていると、その中での新宿のケースは、先ほど申し上げたように四、五件になります。ですので、その四、五件のために何かその大きなシステムの負担になるようなことをやらせるというのも逆に危険ですので、その全体の安全管理の中できちんとやっていただくということと、あと速やかにデータベースから削除してくださいということをお願いしておりますので、例えばPDFで保管された、一たんデータ化された情報は、2カ月ないし3カ月後には、データベースから削除していただくということになっています。

それから、対象者データの部分については、支払事務、その両者間の支払事務に必要な期間が過ぎたら速やかに削除していただくということの契約になっております。

【会 長】はい、どうぞ。

久保広介委員。

【久保（広）委員】四、五件だからいいとかということでは、私はもちろんないとは思うんですけども、お願いしているという区のスタンスになってしまうんですね、この北海道総合技術研究所に対しては。その辺が大丈夫なのかという質問だったんです。かながわ福祉サービス振興会でちゃんとやりなさいという契約はされてきたと思うので、そこの部分までは安心なんですけど、今日審議されているのは、その先は区がかかわれないと言いますか、お願いしてあるんで大丈夫でしょうという再委託の部分についての契約は、区のほうではどういうふうに安全性を確保するように、例えばですけども、前委託先がかながわ福祉サービスのほうに対策をとられているのかというのが、ちょっとお聞きしたかったんですけど。

【会 長】同じ質問の関連なんですけど、一番最後の段の受託事業者に行わせる情報保護対策と書いてありますよね。これは、理屈で言えば、この社団法人かながわ福祉サービス振興会あてかなというふうに思うんですけど、こういうことが、その北海道総合技術研究所に対しても、新宿区としてちゃんと言われているか、ちゃんと言うことができるのか、実際にやれるのかとか、そういう質問だろうと思うんですね。おっしゃっている意味は、これは書いてあるけど、これはだれに対するものか書いてないから、そのかながわ福祉サービス振興会あてなのか、北海道総合技術研究所というような質問だと思います。

【介護保険課長】契約関係にあるのは、事務受託法人のほうになりますので、事務受託法人の

責任においてということになります。ただ、その事務受託法人が、その事務受託法人としての委託先に北海道総合技術研究所が把握している責任体制、例えばこういったものがありますけれども、こういったマネジメントの責任体制とその他等々の報告は、すべてこの区の委託先が持っている情報と全く同じ情報を区にも提供するということでの契約にはしております。

【会 長】ちょっと待って、久保広介委員がまだ多分満足じゃないから。

【久保（広）委員】それはわかっているんですが、安全性という点で、区のほうはこれで大丈夫だということなんですね、結論から言いますと。

【介護保険課長】大丈夫じゃないと契約はしないということに。

【会 長】これは、ほかの自治体も似たような問題が起こっていると思うんですけど、このかながわ福祉サービス振興会とか北海道総合技術研究所、これはよその自治体も同じように使っているのでしょうか。

【介護保険課長】そうです。全国の自治体は、神奈川県のココに対して同じ事情になりますが、ただ全国で例がまだない、横浜市だけのこのかながわ福祉サービス、ほかは市区町村職員がやっていたりしているし、システムしている例はないんですね。ですから、初めて電子化された初ケースという事態になっているのかと。

【会 長】わかりました。

井上委員。

【井上委員】質問なんですけど、これはかながわ福祉サービス振興会のほうへ委託をしているものを、そのうちの新しくサーバー管理と、今までサーバー管理と、もともとそういう業務がなかったわけですね。新たにできたんで、再度その再委託をするということなんですけども、まず1点は、今までそのかながわ福祉サービス振興会がサーバー管理をやっていたものを、今度は北海道総合技術研究所に頼むと、再委託じゃなくてね。サーバー管理そのものを新宿区とこの北海道総合技術研究所の間で、まず1つ結べないのかということについての質問がまず1点。

それから、もう1点の質問なんですけど、先ほど来、個人情報のお話が出ているんですけども、再委託をしますよということに対して、この介護保険に入っている要介護認定者に対して、区としてそれを再委託をしましたということ連絡をしますか、しませんかというのが2点。

それから、3点目は質問じゃないんですけども、これは単なる提案でしかないんですけども、先ほど出たこの受託事業者に行わせる情報保護対策について、甲乙丙のいわゆる新宿区と神奈川と北海道の3者間で契約を結ぶ気はないんですかという3点。この3つ質問です。

【会 長】じゃ、ご説明。

【介護保険課長】今回、現実に認定申請、31日以内で結果を出さなきゃいけないというそのスピード感の中で、現状できる範囲でご報告させていただいておりますが、今後こういうケースが出てきて、確かにご指摘いただいたことで、もっと検討の余地があって、あるいは契約上、何かするすべがあるのかどうかということは、ちょっと今後の課題とさせていただきたいと思います。今回は、このご報告で、現実に認定申請を急がれている方に対しては、こういう対応をさせていただきたいということです。

委託、例えば区の認定調査員が行く、あるいは市区町村職員が行く、いろんなケースがあるわけですが、あなたの認定調査に関しては事務受託法人ですよとか、そういうことの通知は従前もやっておりませんので、とりわけこのケースだけ通知するということは考えておりません。

【会 長】どうですか。

井上委員。

【井上委員】ちょっと1番目と3番目の質問については、スピード感ということもあって、これは委託の開始時期が多分、平成24年ですね、これは間違っていないですか。23年からやっていたんですか、実は。

【介護保険課長】再委託の部分がということです。

【井上委員】ももとの委託は23年からやっていたということですか、再委託はこれからやりますと。

【介護保険課長】はい。

【井上委員】時間がということでもありますけど、再委託について、本人に通知するかしなないかは条例でも決まっていなくて、それをやるかやらないかは区のポリシーなんで、まあそうですかと、こちらは回答するしかないんですよね。

わかりました。以上です。

【会 長】いずれにしろ、久保委員からも質問があった趣旨から考えて、その委託までは割方区が直接監督ができると思うんで、その先の問題というのは、ほかにもこの前もあったんですけど、団体にやると、その団体の下の業者が何やるかわかんないみたいな、そういうその委託まではいいんですが、その先が意外にはっきりしないものがときどきあります。今回もそうなんです。この北海道何とかというところは、これを専門にそのデータの保存管理だけやっていて、実際の実質的なことはやらないんで、結局、データの管理はちゃんとしているかどうかだけだと思うんですけど、やっぱりそういうところ、先の先、また先になっていく、だんだん

もう区として監督ができなくなると、そういう不安を皆さんは抱いているんだと思うんですよ。ですから、この件でかながわ福祉サービス振興会に契約上、云々もありますけど、事実上、とにかくその北海道総合技術研究所の監督をしっかりして、情報が流れないようにしてほしいという申し入れをしていただきたいと、こういうふうに思います。

【介護保険課長】はい、了解いたしました。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。じゃ、了承ということで決定いたします。

一応、予定した議題はこれで終わりましたけども、何かご意見がございますでしょうか、あるいは事務局から何かご発言がありましたら。なければ、事務局のお話に移りますけど。よろしゅうございますか。

じゃ、事務局。

【区政情報課長】次回の審議会なんですけれども、2月2日の木曜日の午後2時からという形になっております。場所につきましては、第4委員会室でございます。開催通知、次第、資料につきましては、後日送付をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【会 長】委員の皆様、いろいろご発言いただいてありがとうございました。委員の方からも発言がないようですので、本日はこれもちまして第6回の審議会を閉会といたします。

長時間どうもご苦労さまでした。

午後 4時00分閉会